

「情報アクセシビリティ好事例2025」 募集実施要領

1 目的

誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のため、ICT 機器・サービスの情報アクセシビリティ確保の重要性が増しています。

情報アクセシビリティ確保のためには、企業や公的機関がその必要性を理解し、ICT 機器サービスの開発・製造段階や、調達段階に情報アクセシビリティを確保するための検討を行うことが重要となります。

上記の背景を踏まえ、総務省では、アクセシブルな ICT 機器・サービスの普及促進を目的として、情報アクセシビリティに優れている ICT 機器・サービスを「情報アクセシビリティ好事例 2025」として募集することとします。

2 募集対象

次の（１）～（３）をいずれも満たしている ICT 機器・サービスを対象とする。

- （１） 情報アクセシビリティ※に配慮した ICT 機器・サービスであること。

※情報アクセシビリティとは、年齢や障害の有無に関わらず、誰でも情報の取得及び利用並びに意思疎通ができることをいいます。募集対象とするのは、①一般向け、②障害者又はその支援者向け、③高齢者又はその支援者向けの ICT 機器・サービスであって、情報アクセシビリティに配慮したものとしします。

- （２） （１）の「ICT 機器・サービス」は、以下のいずれかに該当する、自社が自社製品として開発・製造・販売している ICT 機器・サービスであること（他社から提供された技術、部品、ソフトウェア等を組み込んだ上で、自社の最終製品としている場合についても、応募対象とする）。

（ア） パーソナルコンピューター（JIS X 8341-2 対象製品）

（イ） ウェブコンテンツ・アプリケーション（JIS X 8341-3/WCAG 2.1 対象製品）

（ウ） 電気通信機器（JIS X 8341-4 対象製品※）

（エ） 事務機器（JIS X 8341-5 対象製品）

（オ） 対話ソフトウェア（JIS X 8341-6 対象製品）

※ 電気通信機器とは、「電気通信に関する設備の中において、電気通信サービスの利用者が直接操作する機器」を指す。なお、従来の電気通信機器に当てはまらない新しい概念の製品及び製品群についても、従来の電気通信機器に含まれる機能等を有する場合は（ウ）に該当する。

- （３） 応募時点において企業や消費者向けに販売・提供等されている ICT 機器・サービスであること。なお、既に実装されている機能のみを対象とするため、現在開発中の機能等については評価には含めないものとする。

- （４） 応募は１社につき１製品までとする。

- （５） 過去に情報アクセシビリティ好事例として選定されたものは、原則として応

募対象外とする。

3 応募資格

応募資格は次の①～③の通りです。

- ① 「5. 提出書類」に示す提出書類に全て記入のうえ、期日内に提出すること。
- ② 「情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー」（基礎編、実践編）を受講していること（現在、アーカイブ配信を実施している）。
- ③ 応募時点において、社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

4 応募方法

総務省 HP から書類をダウンロードし、必要事項等を記入のうえ、「情報アクセシビリティ好事例 2025 事務局」宛てに電子メールで送付ください。なお、添付ファイルの容量が10MB を超える場合は、ファイル転送サービス等を用いてください。

電子メールの件名には、「情報アクセシビリティ好事例 2025」候補製品・サービスの応募」と記載の上、提出してください。

5 提出書類

A. 情報アクセシビリティ自己評価様式（様式1－1及び1－2）

B. 「情報アクセシビリティ好事例 2025」応募資料（様式2）

（参考）情報アクセシビリティ自己評価様式については、総務省 HP において、作成ガイドブックを公表しておりますので、ご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/b-free/jikohyoukayoshiki/>

（留意事項）応募資料の作成にあたっては、情報アクセシビリティに関する以下のご対応をお願いします。

- ・可読性の高いフォントとサイズを選択する
- ・スクリーンリーダー（画面読み上げソフト）が正しく機能することを確認する
- ・画像や図には代替テキストを設定する（画像や図を挿入していない場合は対応不要）

6 提出期限

令和7年11月14日（金）午後5時【必着】

7 審査等

（1）審査方法

「情報アクセシビリティ好事例 2025」として選定する ICT 機器・サービスは、主に以下の項目に基づき、学識経験者、業界団体、および障害者団体を審査委員とする評価会に

において、審査を行います。

（審査項目）

① 情報アクセシビリティへの対応：

①ー1 当該 ICT 機器・サービスが、高齢者・障害者（身体障害・知的障害・発達障害等）が自身の状況や程度に応じて使いやすいように配慮されているか。

①ー2 高齢者・障害者等が、当該 ICT 機器・サービスを用いることにより、アクセシブルな環境を達成することができるか。（例：ひとりでの移動がしやすくなる、会話の内容を把握しやすくなる）

①ー3 当該 ICT 機器・サービスの提供に際し、高齢者・障害者等に対して、説明書やウェブサイト等において利用方法を解説する、電話やメール、チャット等で問い合わせに対応する等の取組を行っているか。

② 当事者ニーズを踏まえた開発：

当該 ICT 機器・サービスの開発にあたって、高齢者・障害等当事者、支援者、当事者等の状況を理解している専門家の意見を踏まえているか。

③ 企業としての取組：

企業として、情報アクセシビリティに取り組むための対応がとられているか。

（対応例：情報アクセシビリティに係る開発時の全社ルールを策定している、情報アクセシビリティチームを組成している等）

（2）審査スケジュール（予定）

令和7年11月14日（金） 応募〆切（同日午後5時必着）

令和8年1月 プレゼンテーション審査

評価会において、プレゼンテーション審査を実施します（オンライン実施）。

応募〆切後、事務局にて応募書類を拝見し、上記に記載の「2 募集対象」「3 応募資格」を満たしていると判断された応募者に対して、プレゼンテーション審査の日時や、審査当日までにご準備いただく内容をご連絡させていただきます。なお、プレゼンテーション審査の際にも、説明資料やデモ動画等に対する情報アクセシビリティのご対応をお願いします。（対応例：代替テキストや字幕表示を付与する等）

現時点では、プレゼンテーションにおいて、下記の内容をご説明いただく想定です。

順番	内容	目安時間
1	応募する機器・サービスに関する基礎情報 （機器の実演またはデモ動画の紹介を推奨）	3分
2	当事者ニーズを踏まえた開発	1分
3	企業の組織的な取組	1分
4	審査委員からの質疑応答	10分

令和8年3月 審査結果公表

（3）その他

必要に応じて情報アクセシビリティ好事例 2025 事務局（以下「事務局」という。）によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。

審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。

お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

ご提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査にあたっては、事務局の厳正な管理の下、総務省、事務局及び審査委員にて情報を共有します。

応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。

選定された好事例は、今後の総務省事業における広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合があります。

応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

8 問合せ先

本募集に関する問い合わせは、情報アクセシビリティ好事例 2025 事務局宛てにご連絡ください。

情報アクセシビリティ好事例 2025 事務局

Email : accessibility_seminar2025/atmark/nri.co.jp ※スパムメール防止のため「@」を「/atmark/」と表記しています